

**「薩南諸島の黒糖製造技術」パンフレット作成業務委託に係る
企画提案作成要領**

この要項は、国登録無形民俗文化財「薩南諸島の黒糖製造技術」の概要、価値や魅力をわかりやすく記載したパンフレットの作成業務に係る受託者を選定するための企画提案の提出について、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 「薩南諸島の黒糖製造技術」パンフレット作成業務委託
 - (2) 発 注 者 鹿児島県教育委員会（事務局：教育庁文化財課）
 - (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
 - (4) 履行期限 令和8年3月13日（金）
 - (5) 委託額の上限 4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ※ 履行までに要する全ての経費を含む。

2 参加資格

企画提案に参加できる者は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 自治体又はこれに類する団体、観光団体等で同種の事業実績があること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者
 - ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

3 スケジュール

内 容	日程・期限等
公募開始（ホームページ掲載） ※	令和7年9月 5日（金）
質問書提出期限	令和7年9月17日（水）午後5時
質問書に対する回答期限	令和7年9月19日（金）
企画提案書等提出期限	令和7年9月26日（金）午後5時
審査結果通知	令和7年10月7日（火）【予定】
委託業務	契約締結日～令和8年3月13日
成果品提出期限（履行期限）	令和8年3月13日（金）

※ 企画提案公募に係る資料は、鹿児島県ホームページに掲載する。

4 質問と回答

- (1) 質問は所定の様式（様式1）に記載の上、令和7年9月17日（水）午後5時までに「9 連絡先」に電子メールにて提出すること。

（電子メールの件名に「仕様書に対する質問書」と記載のこと。）

- (2) 質問書に対する回答は、令和7年9月19日（金）までに、鹿児島県ホームページにおいて公表する。

なお、質問書に対する回答は、本要領及び仕様書の記載内容を加除修正したもののみなす。

5 企画案の提出等

- (1) 提出書類等

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書（任意様式）及び企画提案提出書（様式2）

- ・仕様書の内容を踏まえ、分かりやすく具体的に作成すること。仕様書に示されていない内容でも、当該業務の遂行上、有益と思われるものについては、積極的に提案すること。

- ・A4サイズ（必要に応じてA3も使用可）

- ※ 企画提案は、本業務の具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

- ・着手から成果品の提出まで業務スケジュールについて途中経過を明らかにして作成すること。

- (イ) 参考見積書（様式任意）

- ・なるべく詳細が分かるように金額の内訳を明記し、その他必要と思われる事項を追加すること。

- ・合計金額には、消費税を含むものとし、委託業務の総経費に係る消費税については、1円未満の端数がある場合、切り捨てて計算することとする。

- ※ 正式な見積書については、企画提案の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

- (ウ) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に係る関係書類（誓約書）（様式3）

イ 提出期限

令和7年9月26日（金）午後5時まで

ウ 提出方法

上記（ア）、（イ）については8部、（ウ）については1部を「9 連絡先」まで提出すること。

なお、郵送、持参どちらでも可。持参の場合は午後5時までとする。

- (2) 提出に係る留意事項

ア 提出できる企画案は1案のみとする。

イ 企画提案の作成等に関する費用は、提出者の負担とする。

- ウ 企画案の作成に当たっては、仕様書を熟読すること。
- エ 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- オ 提出された応募書類は、返却しない。

6 企画提案書の審査等

(1) 審査基準

ア 評価項目・評価基準及び配点については、別添のとおりとし、最も得点の高かった提案者を最優秀者として選定する。

イ 審査会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには一切応じない。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年10月7日（火）までに、全ての企画提案提出者に書面で通知する。審査内容及び選定結果に対する異議は、一切認めない。

7 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

審査会における最優秀者を契約予定事業者とし、鹿児島県教育委員会が作成した仕様書及び当該事業者が提出した企画提案書に基づき、双方協議の上で契約を締結するものとする。

(2) 契約予定事業者として選定された場合でも、当該企画案をそのまま採用するものではなく、契約に当たっては、審査会等における意見を踏まえつつ契約内容について協議・調整を行った上で、鹿児島県教育委員会と契約予定事業者双方が合意に至った場合に契約を締結する。

(3) 次順位の繰上げ

契約予定事業者が、正当な理由なく契約しない場合、又は協議で合意に至らなかった場合、提出書類に虚偽の記載がされていた場合は、その選定を取り消すとともに、審査会において次順位以降となった提案者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

(4) 本事業を実施するにあたっては、鹿児島県教育委員会の承認なくして、委託業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。この場合の再委託者の資格については、本要領「2 参加資格(1)～(3)」の規定を準用するものとする。

8 委託上の留意事項

(1) 一括再委託の禁止

事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することは出来ない。

(2) 成果品及び著作権の帰属

本業務で得た事業の成果については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできない。また、業務の実施により取得した著作権に関しても、原則として委託元である県に帰属する。

9 連絡先

鹿児島県教育庁文化財課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

・TEL 099-286-5355

・FAX 099-286-5675

・メールアドレス siteibun@pref.kagoshima.lg.jp